

「敦煌漢簡」研究の現状と課題

吉 村 昌 之

はじめに

今世紀初めに、スタインやヘディンらによつて中国の西方が探査され、それにともなつて簡牘が発見された⁽¹⁾。以後、現在に至るまで四万点を越える簡牘が発見されたが、その大部分は漢代のものであつたし、さらにまたその大部分は辺境で出土したものであつた。そしてその研究の中心は居延漢簡であつたといえる。それは、主として出土簡牘の点数の多さによるものであつたと思われる。⁽³⁾

近年、漢代の敦煌郡領域内から大量の簡牘が発見され注目を浴びているが、一九九一年は、敦煌漢簡研究史上、画期的な年であつたといえる。それは吳祿驥、李永良、馬建華教授、甘肅省文物考古研究所編『敦煌漢簡釋文』（蘭州、甘肅人民出版社、一九九一年一月）および甘肅省文物考古研究所編『敦煌漢簡』（全二冊、北京、中華書局、一九九一年六月）の二部が出版されたからである。

この二部については、前者が簡体字で、後者が繁体字で印刷され、

「敦煌漢簡」研究の現状と課題

また、簡牘の写真が載せられた他に大きな違いはない。⁽⁵⁾『敦煌漢簡』は上下二冊からなる。上冊は図版が、下冊は叢文と「敦煌馬圈湾漢代烽燧遺址発掘報告」が収められている。図版は全部で二〇七枚あり、図版一から一九〇は簡牘の写真で、一九一と一九二は馬圈湾遺址の写真、一九三から二〇七は馬圈湾出土遺物の写真を付している。また、六七箇の摸本（簡の表裏を合わせると七九箇分の図）も載せられている。

一 懸泉置遺址について

本論では『敦煌漢簡』が主に取り上げている馬圈湾遺址の他に、簡牘一万五千箇が発見された懸泉置遺址を取り上げて説明し、それによって現段階における敦煌漢簡の研究状況を明らかにしていく。なお、引用は『敦煌漢簡』による。

十月から二年間にわたって発掘調査が行なわれ、簡牘一万五千箇あまりと二千六百五十点の遺物が出土し、前漢中期から魏晋時代にかけて六層の文化層が確認できたとする。そしてこの遺址は漢代の郵駅の跡であると考えられている。筆者は一九九一年七月二十九日から八月二日に開催された中国簡牘学国際学術研討会に参加し、研討会後の八月五日に懸泉置遺址を見学する機会を得た。⁽⁶⁾ 来村多加史氏（中国考古学・関西大学非常勤講師）作成の図¹によると、この地域は最北に長城線が烽燧台を伴って存し、最南に郵駅道が存する。置はその郵駅道に置かれたものである。長城線から郵駅道までは約一〇キロの距離があり、その間に、甜水井城址⁽⁷⁾が存し、その近辺には耕地の存在が確認できた。現在の懸泉置遺址から長城線までは一面の荒涼とした砂漠地帯であるが、漢代には「懸泉」（今の吊吊水）を水源として恒常的な水流が存しており、これによって農耕が行なわれていた。甜水井城址はその農耕地帯のおそらく民政の中心としての存在であった。懸泉置出土簡中に、

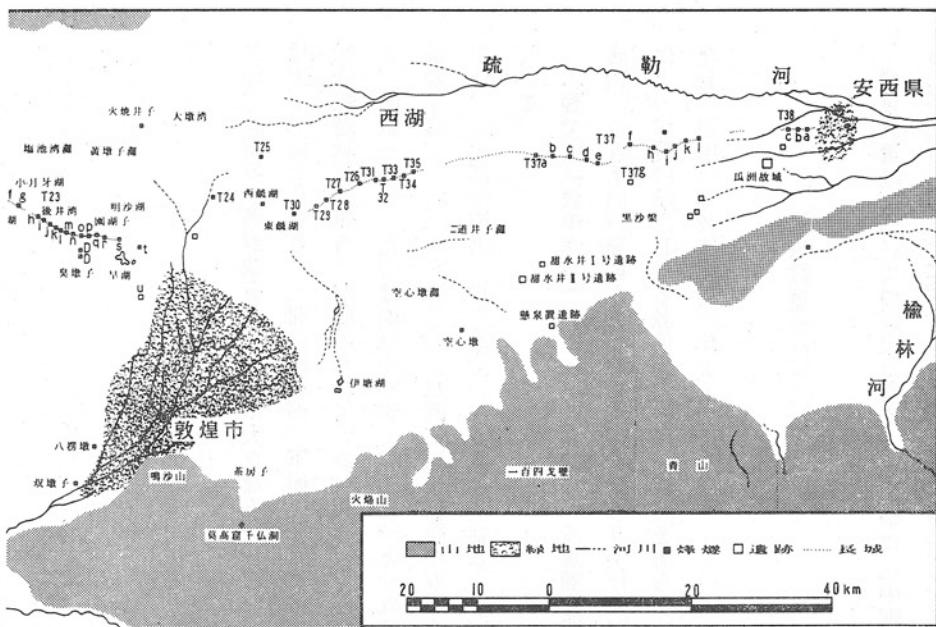
效穀懸泉置嗇夫光以亭行□

DQ・C・一 (积一二九〇)⁽⁸⁾

……倉長□壽□行丞事謂懸泉曰
……年計一匹爲效穀縣官畜財書記以來

DQ・C・二四 (积一三一三)

とあるように、懸泉置が效穀県の領域に存することが判り、甜水井



本図は1986年、甘肃省測繪局編製「敦煌市地図」(四十万分の一)に、(A)Mark Aurel Stein著「Serindia」(Oxford, 1921)付図、(B)林海村・李均明著「疏勒河流域出土漢簡」(文物出版社、1984)付図及び(C)昔肅省文物考古研究所編「敦煌漢簡积文」(文物出版社、1991)付図を合成したものである。烽燧のT番号は(A)の原号を簡略化した(B)の編号に従つたもので、1976年以後、新たに登録された烽燧はD番号によって示している。Dのみを付するものは(C)に烽燧の位置が記されるものの、番号が明記されていないものである。

「敦煌漢簡」研究の現状と課題

城址は效穀県城の遺址である可能性もある。

懸泉置遺址付近の状況は、内郡から西域へ向う河西回廊の幹線道の一類型である。つまり、対匈奴の最前線に長城と烽燧、候官などの軍事防衛施設が置かれる。その内側に食料補給地としての農地が広がり、その管轄機関として県城や農亭があり、その下に田卒が農耕を行なっていた。さらに内側に連絡路として郵駅道が走り、道上には置、郵が置かれ、その延長線上に陽闕や玉門闕といった闕が置かれていた。これから考えると、額濟納河沿いの居延縣への道は機能分化が完全にはなされておらず、理解を混乱させていたようである。これについてはさらに考察を要するが、今は問題の指摘だけに止めることにする。このように見てみると、懸泉置遺址の詳細な報告書が発表されることが望まれる。

一 馬圈湾遺址について

甘肅省文物考古研究所編『敦煌漢簡』には「敦煌馬圈湾漢代烽燧遺址発掘報告」が付されている（以下、「報告」と略称する¹⁰⁾。これによると馬圈湾烽燧遺址は、敦煌市の西北九五kmに位置し、東方一一kmに小方盤城が、西方二・七kmには後坑（又の名は西湖）があり、北方八kmに疏勒河が流れている〔図1参照〕。北緯四〇度二一分、東經九三度四五分の地点である。遺址の周辺は湖灘地帯で、そこに面積

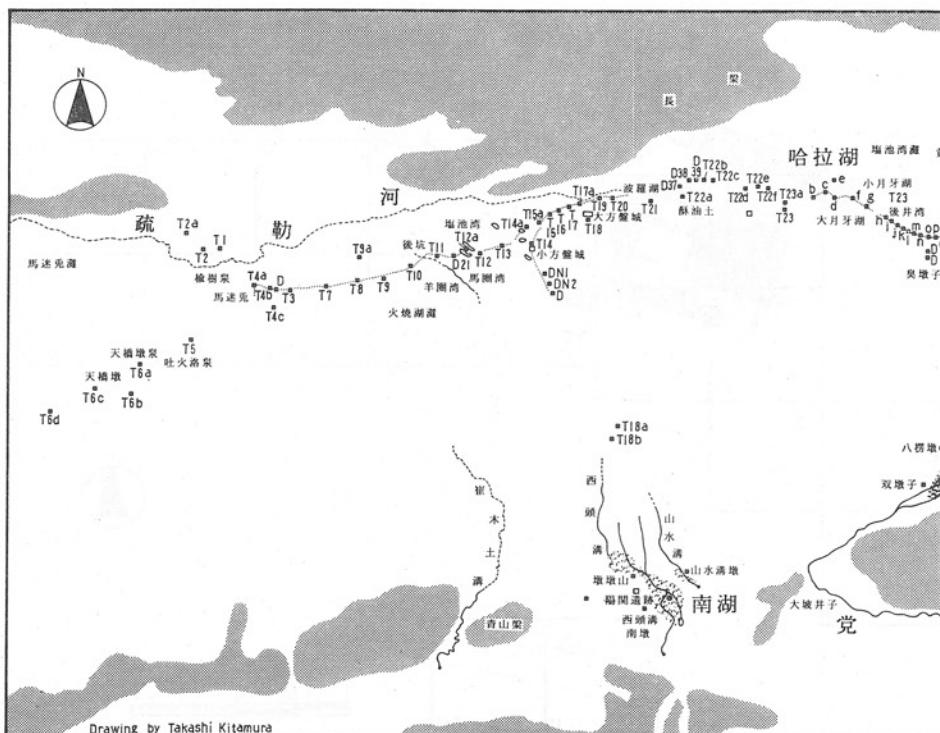


図1 敦煌付近漢代遺跡分布図

約五六〇〇m²の平坦地がある。馬圈湾烽燧遺址はこの平坦なゴビ上に位置している。

一九七九年六月から甘肅文物工作隊（甘肅省文物考古研究所の前身）は敦煌から河西漢塞に對して全面調査を進めた。スタインの確認した烽燧を再調査し、六月七日に、馬圈湾湖灘東側の長城内側に、円形の砂丘を発見した。周囲には蘆葦の層が露出しており、砂丘の直径は約一五m、頂高は三・五mであった。砂丘の東南・西南と南側に、文化堆積層があり、少量の纖維の残片が地表に露出していた。砂丘西南側の砂礫表層下の雜草中から、数枚の漢簡が発見された。これによりこの地点が漢代烽燧遺址であり、スタインが遺漏したところであることが判明した。そこでこの燧の編号をD二一とした。⁽¹⁾同年九月十六日から十月五日の二十日間の日程で、甘肅省文物工作隊の岳邦湖・吳初驥・李永良や敦煌県文化館の榮恩奇等各氏により遺址の発掘がなされた。結局、一九カ所の探方（一〇m四方）が発掘され、発掘面積一九〇〇m²に及んだ。⁽¹²⁾

簡牘以外には、紡績品や木器・鉄器・糧食など計三四三件が出土し、その中に五件の麻紙もあつた。その他に帛書（T一二・〇六七の編号が付けられている）が一件あつた。

三 馬圈湾出土の簡牘

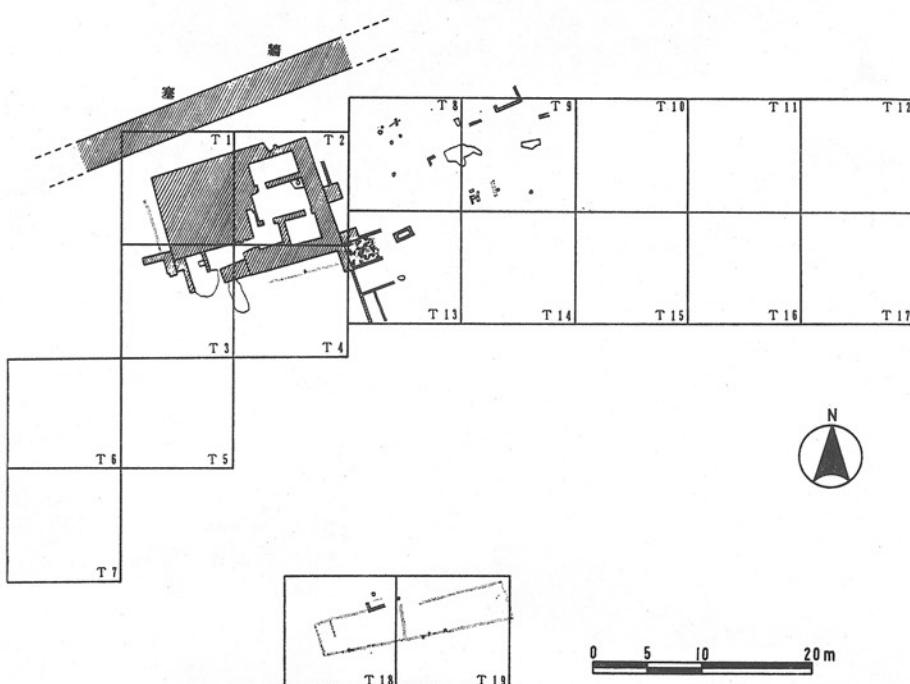


図2 馬圈湾烽燧遺跡平面図

〔表 I〕 敦煌郡下烽隧編号対照表

甘肃省文物考古研究所編号	スタイル編号	遺 址 該 当 地 名 (現 遺 址 名)
D1	T6 d	廣昌隧
D2	T6 c	厭胡隧
D3	T6 b	凌胡隧, 大煎都候官
D4	T6 a	步昌隧
D5	T5	廣武隧
D9	T1	
D10		(馬迷兔遺址)
D11	T4 a	
D12	T4 b	富昌隧
D14	T3	獲虜隧 or 序地隧
D15	T7	
D16	T8	顯明隧
D17	T9	
D18	T9 a	
D19	T10	(後坑遺址)
D20	T11	臨要隧
D21		(馬圈灣遺址)
D22	T12 a	廣漠隧
D23	T12	止奸隧
D24	T13	當谷隧 or 玉門候
D25	T14	(小方盤城遺址)
D26	T14 a	遠望隧
D N3	T14 c	
D27	T15 a	宜秋隧
D28	T15	勇敢隧
D29	T16	富貴隧
D30	T17	虎猛隧
D31	T17 a	受降隧
D32	T18	倉亭隧 (大方盤城遺址)
D N4	T18 a	
D N5	T18 b	
D33	T19	中部都尉平望候官朱爵隧
D36	T22 a	
D38		平望候官 (酥油土遺址)
D40	T22 b	中部都尉平望候官青堆隧
D41	T22 c	中部都尉平望候官博望隧
D42	T22 d	
D54	T23 g	
D65	T24	
D66	T29	吞胡西部
D67	T28	萬歲候官
D68	T27	(王莽期: 萬歲候官)
D69	T26	揚威隧
D62	T32	
D70	T25	

※ 参考

- 「敦煌馬圈灣漢代烽隧遺址發掘報告」(『敦煌漢簡』所収)
 吳劍驥「漢代玉門關及其入西域路線之變遷」(『中亞學刊』2, 1987年)
 「漢代烽火制度探索」(甘肃省文物工作隊・甘肃省博物館編『漢簡研究文集』蘭州, 甘肅人民出版社, 1984年)
 林梅村・李均明編『疏勒河流域出土漢簡』(北京, 文物出版社, 1984年)
 敦煌県文化館「敦煌酥油土漢代烽燧遺址出土的木簡」(先出『漢簡研究文集』)

[表Ⅱ] 馬圈湾遺址出土簡中の紀年簡
※全部で65箇が出土している。〔『敦煌漢簡』では63箇とする〕

宣帝年号簡 (17箇)	
本始三(前71)年	T8:47<700>〔『敦煌漢簡釋文』では本始元年と釈する〕
元康元(前65)年	T9:28<796>
元康三(前63)年	<u>T12:78A<1035></u>
神爵二(前60)年	T18:1<1161>
神爵四(前58)年	T12:1<958>・T12:2<959>・ <u>T12:58A<1015></u> ・T18:26A<1186>
五鳳二(前56)年	<u>T12:58A<1015></u> ・ <u>T12:78A<1035></u> ・T18:2B<1162>・T18:15<1176> 〔『報告書』中では五鳳二(前五六)年は2箇とするが4箇である〕
五鳳三(前55)年	T12:41<998>・T12:69<1026>
五鳳四(前54)年	T12:60A<1017>・T12:111<1068>
五鳳五(前53)年	T12:68<1025>・T12:77<1034>〔五鳳には五年ではなく、甘露元年のことである〕
甘露二(前52)年	T18:27A<1187>。〔『報告書』中では甘露二年は2箇とするが、1箇しか見当らない。〕
元帝年号簡 (2箇)	
永光元(前43)年	T9:1<769>・T12:107A<1064>
成帝年号簡 (3箇)	
建始元(前32)年	T7:14<627>
河平元(前28)年	T5:156<195>〔『敦煌漢簡』ではあげていない。後の時代に河平元年のことを追記している。〕
元延四(前9)年	T5:158<197>
哀帝年号簡 (6箇)	
建平三(前4)年	T6:33<513>・T9:14<782> 〔T9:14<782>は建平三年詔書である。『報告書』では、建平三年は1箇とするが2箇ある。〕
建平五(前2)年	T8:19<674>
元壽元(前2)年	T9:78A<846>・T12:126<1083>
元壽二(前1)年	T12:10<967>
平帝年号簡 (11箇)	
元始元(1)年	T6:65<545>
元始二(2)年	T6:52<532>・T6:71<551>
元始三(3)年	T9:4<772>・T9:25<793>・T9:27<795>・T9:51<819>
元始四(4)年	T6:42<522>
元始五(5)年	T2:3<15>・T7:41<654>・T13:1A<1108>
孺子嬰年号簡 (11箇)	
居攝元(6)年	T7:11A<624A>・T7:12<625>・T5:372<410>
居攝二(7)年	T9:2<770>
居攝三(8)年	T5:243<282>・T5:244<283>・T5:245<284>・T5:246<285>・T5:247<286>・ T5:404<441>・T6:54<534>
新王莽年号簡 (15箇)	
始建國元(9)年	T5:145<184>・T5:146<185>
始建國二(10)年	<u>T5:320<358></u>
始建國三(11)年	<u>T5:320<358></u> 〔『敦煌漢簡』ではあげていない。釋358箇は始建國二年から三年の致箇である。〕
始建國四(12)年	T5:152<191>・T5:153A<192A>
始建國天鳳元(14)年	T5:148<187>
始建國天鳳三(16)年	T5:140<179>・T5:141<180>・T5:154A<193A>・T5:437<474>
始建國天鳳四(17)年	T5:31<70>・T5:60<99>・T5:103<142>・T5:142<181>
始建國地皇上戊三(22)年	T7:1<614>

* _____は同一箇に年号が二ヶ所みえるもの。

発掘した一九探方中の内一五探方から合計一二二一簡の簡牘が出土した。⁽¹³⁾ その内容は詔書・奏書・檄・記・簿籍などであり、『報告』は文書を二十種に分類している。

- (1) 千秋隣
- (2) 玉門関
- (3) 玉門候官

簡質は大部分が木であり、その種類はほぼ半数が檉柳 (*Tamarix ramosissima* Lab) であり、あとは松 (*Picea Neoveitchii Mast*) や胡楊 (*Populus euphratica oliv*) である。竹簡は非常に少なく、全部で一六簡であった。この他に一簡だけ七九DMT九：一五八（积九二六）と号された芦葦の簡がある。芦葦をひらき、表面に「文鑑」の二字が墨書きされ、長さは五センチ、幅一・二センチ、厚さ〇・三センチであった。

馬圈湾では六五簡の紀年簡が出土しており、時期は宣帝期の本始三年（前七一）から王莽期の地皇三年（二二）にわたっている。次にその全てを一覧表にする〔表II〕。

簡牘の内容としては、玉門関関係などの簡が多く見られるが、これについて述べることは馬圈湾遺址の性格に関わることになるので節を改めることにする。

四 馬圈湾遺址の性格について

馬圈湾遺址がどのような性格を持っていたかについて、遺址の発掘と出土簡の検討から、次の三説が出されている。

(2)の「玉門関」遺址説をとるのは、吳祁驥「玉門關與玉門關候」（『文物』一九八一年第一期）と富谷至「漢代邊境の関所—玉門關の所在をめぐって—」（『東洋史研究』第四八卷第四号）である。吳祁驥氏は

のちに『報告』を書かれて、若干説を変えられたようであるので、

ここでは富谷氏の説を紹介する。

氏は居延漢簡中の肩水金闕出土簡の分析を通して関所の機能を説明している。その結果を踏まえた上で、「闕出入記録」として、

推賢際長楊音詣官請八月奉

十月癸丑入東

七九DMT六：四五（积五二四）

など六箇を取り上げ、さらに、「傳」として、

元康元年十月壬寅朔庚辰關齋夫廣德佐烹敢言之敦煌壽陵里趙負
趣自言夫訴爲千秋隧長往遺衣用以令出關敢言之

七九DMT九：一八（积七九六）

という文書を指摘する。⁽¹⁵⁾さらに、関所の管理する「致籍」の表題簡として、

居攝三年吏私牛出入關致籍

七九DMT六：五四（积五三四）

など三箇が存することを指摘する。また、

敦煌玉門關候孫聞公乘 治□命僉董錄強力事□

七九DMT八：一六（积六七一）

に「玉門關」とあることから、D二一の馬圈湾遺址こそ玉門關であるとする。

さらに、玉門關都尉と玉門都尉とは別の官であり、玉門關都尉の属官に玉門關候があり、玉門都尉下の玉門候官の長が玉門候である

とする。

富谷氏自身も断つておられるように、氏が論を発表された時点では、馬圈湾遺址出土簡は一部しか発表されておらず、馬圈湾出土簡全体を通しての論でないことを念頭に置いておくべきであろう。そのため、論に納得しかねる点もあるが、富谷氏が述べられた漢代の辺境における関所の形態の解説は私達に大きな示唆を与えてくれる。

(3)の「玉門候官」跡説をとるものは、『報告』である。⁽¹⁶⁾『報告』は、馬圈湾遺址中から玉門候官関係の檄、記、簿籍等の官文書が大量に出土したし、馬圈湾出土の「官記」文書は、玉門候（玉門候官の長）が書いて発送した文書の控えであり、また、所管の各候長・隧長が玉門候官に報告した文書もあるとする。⁽¹⁸⁾この他に、富谷氏が「関出入の記録」と考へている、たとえば、

大福候長張武推賢候史高護詔官 二月壬戌入東門

七九DMT八：二九（积六八四）

のような簡を「士吏が候官の郭塙に出入した記録」とし、馬圈湾烽燧遺址が玉門候官の治所であると結論づける。

(1)説については、七九DMT一八：一A（积一一六二）には「十月丙辰千秋隧長漢昌以來」とあるから、馬圈湾遺址と千秋隧が別地点である証拠もある。もつとも隧長が都尉府かどこかの上級官へ出張して帰ってきたとも考えられなくもないが、一般的には考えら

れない。『報告』では「千秋隣は玉門關外の臨要隣以西に存すべきである」とし、臨要隣はD二〇（T一、今の地名で後坑、又の名は西湖という）に治していたとする。

(2) 説では、「玉門關都尉」の存在について、七九DMT六・九（积四八九）や七九DMT六・五五（积五三五A）に「陽關都尉」とあるので、その存在そのものはあってもおかしくはないのだが、スタンスイントン収集箇を含めてみても、そのような例は発見されていない。たまたま見つからぬのか、そもそも存在しなかつたのか即座に判断できない。しかしながら、少なくとも「玉門關候官」が存することは分かる。

十一月乙巳玉門關候延壽丞待謂候長□等寫移檄到□□□□□□□□

□□□出外塞檄楊姓從弟田翔病□律令

七九DMT八・一一（积七六四²⁰）

とある「玉門關候延壽」は玉門關候官の長である延壽という人物であることは明らかである。さらにその下には、「丞」（名は待）や「候長」（名は不明）の居たことも分かる。また、

□□丙申玉門候長高輔字□

七九DMT一二・一〇〇B（积一〇五七）

という例もあり、玉門候官の属官であろう玉門候の長である「玉門候長」の存在も確認できる。富谷氏のいうように玉門關都尉と玉門都尉とは別の官であることを証明する簡はないが、玉門關候官の長

である玉門關候に候長や丞が属し、玉門候官の長である玉門候に玉門候長などが属していたといえよう。

(3) 説は、注(17)に挙げたような文書の内容から推論されたのであるが、七九DMT九・九三（积八六二）のような資料もあげており、例としては適当ではない。²¹ また、

五鳳三年三月丁巳朔癸卯士吏帶敢言之候官隣和吏妻子私從者三月廩

名籍一編敢言之

七九DMT一二・四一（积九八八）

にみられる「候官隣」を玉門候官隣のこととするがよくない。²² もつとも、先に挙げた七九DMT八・二九（积六八四）のようない、「詣官」の記録もあるので、馬圈湾遺址の玉門候官説の全面的な否定はできない。しかし、これらの文書が「控え」であるのか「原本」であるのかといった論議は簡単にはできないし、可能性としてはいざれの場合もありうる。

当該遺址が、当時何という所（地名または官名）であったかを決定するには、一定の法則が必要となるが、簡牘を扱う原則としては、検の宛名と帳の記載を重視すべきであろう。²³ 馬圈湾出土簡中に宛名を記した検は存在せず、帳として、わずかに七九DMT四・一A（积三二）や七九DMT六・九〇A（积五七〇）に「■玉門千秋隣」の例があることから、千秋隣説に分があるようと思える。しかし、七

九 D M T 一四 : 二一 A (积一一五四) に 「■玉門却適亭」 という例もあり、千秋隣説も確実なものとはならない。

現段階においては、馬圈湾遺址が漢代の何という所であつたかを決定する証拠はないと言う他はない。さらなる可能性を挙げるならば、

其二十黍斛粟
正月癸亥掾衰田受龍勒三官掾
入粟糜黍十八斛
五十一斛糜

II 周生期

七九 D M T 五 : 二七三 (积三一二)

出穀九斗 一以牧卒 □□ 二月食

七九 D M T 五 : 二七四 (积三一二)

といつた穀物の出入簿が大量にある。これに類するものとして、居延漢簡中に「通沢第二亭食簿」がある。⁽²⁴⁾ それと関連して先の「玉門却適亭」や「千秋亭」といった亭の存在や「當西候倉」(七九 D M T 二 : 五 A 「积七 A」) といった倉の存在も考慮すべきであろう。

おわりに

それでは、玉門関はどこかという問い合わせについては、本稿は玉門関の位置を推定することが趣旨でない⁽²⁵⁾ ので、論を改める必要があろう。ただ、「報告」に次のように書かれていることを挙げておく。

一九七九、一九八〇年に長城を調査し、馬圈湾烽燧遺址を発掘した。その際、D二〇 (T一二)・D二一・D二二 (T一二^a) 一帯に対し詳細な考察を行なった。D二〇とD二一との間は、北は長

城で阻み、南には馬圈湾湖灘があり、地勢は低く沼沢は行きにくい。ここに閑を置く可能性はない。小方盤城以西の長城の向きと、馬圈湾一帯の複雑な地形からすると、前漢時期西域に赴く駅道は、長城の内側に沿つて小方盤城 (D二五、T一四) から D二三 (T一二)、D二一 (馬圈湾遺址)、羊圈湾、D二〇 (T一二、臨要隣)、後坑 D一九 (T一〇)、D一七 (T九)、D一六 (T八、顯明隣) を経て西に向かっていた。交通の要衝であった玉門関は、この駅道上にあった。現在、馬圈湾と羊圈湾の間に高地があり、東北約〇・六 km には馬圈湾遺址 (D二二)、西北約一・三 km には臨要隣遺址 (D二〇) があって、駅道はこの高地の中間を通っている。ここは前漢時期の玉門関址を考察する上で重要な地点である。

やはり、現地を実際に探査した研究者の意見には耳を傾ける必要がある。

『敦煌漢簡』の出版によって、中国簡牘の研究は大きく進むことになろう。また、懸泉置遺址のような遺址が今後とも発見され、それにともなつて大量の簡牘が出土することが予測される。このような現状が中国簡牘研究の前進に好ましい状況であることをふまえた上で、若干述べておきたい点もある。

一、『敦煌漢簡』には「新中国建立前出土的漢簡」として『疏勒河流域出土漢簡』の积文を再録しているが、そこでは新たな編号をつけているにもかかわらず対照表も付していない。そのため各研究者が新たな対照表を各自で作成せねばならず研究上不便である。各研究者が史料に独自の番号を付ける傾向は望ましいものではなく、原簡番号で表記できないものであろうか。

二、『敦煌漢簡』中には六四箇のみ懸泉置遺址出土簡の积文と写真が載せられており、当然のこととして、『敦煌漢簡』の积文番号が付けられている(积一二九〇~一三四四)。これらと将来発表されるであろう、懸泉置遺址発掘簡一万五千箇との関係はどのようなものとなるのであろうか。

三、『敦煌漢簡』に掲載された写真が全てではなく、一部写真のないものがある。これはどのような意味があるのであろうか。

四、「表I」に示したように、甘肃省独自の遺址番号があり、それ自体はより詳細な調査が行なわれた結果として尊重すべきであるが、何の説明もなく使用されている点については問題が残る。詳細な調査報告が望まれる。

五、中国の出版事情もあるが、史料の公刊が早まらないであろうか。論文はつぎつぎに発表されるのに史料(写真)が出ないので批判のしようもない。一九七三~七四年にかけて発掘された、いわゆる「居延新簡」は二十年たとうとする現在でもその全

貌は明らかではない。原簡番号順に並べた写真の公刊が望まれる。

これらの問題については、中国側の研究にも若干の混乱もあり、台北を含めた統一した見解を作り上げていく時期がやつてきたことを痛感する。その意味でも、本年十二月に開催される「漢簡研究国際シンポジウム九二」に期待するところが大きい。最後は雑駁な感想になってしまったが、各位のご教示を願いたい。

注

(1) これら的事情については大庭脩『木簡』(東京、学生社、一九七九年三月)に詳しい。一九四九年以前に発見された敦煌漢簡については、林梅村・李均明編『疏勒河流域出土漢簡』(北京、文物出版社、一九八四年三月)にまとめられており、また、大庭脩『大英博物館藏敦煌漢簡』(京都、同朋社出版、一九九〇年六月)はこれに基づき全簡の写真を掲載している。『敦煌漢簡』も後半に积文を掲載するが、写真は一部のみである。

(2) 永田英正『居延漢簡の研究』(京都、同朋舎出版、一九八九年十月)において、出土簡牘の九六%が漢代のものであるし、さらにその内の七五%が辺境のものであるとする。

(3) 藤田高夫「秦漢時代の簡牘資料」(『古代文化』四三一九)では墓葬出土の簡牘と烽燧遺址出土の簡牘にわけてまとめある。

居延漢簡については多言しないが、大きく三部に分けて考えられる。一、一九三〇~三一年にかけてヘディン率いる西北科学考察団の一員であったF・ペリマンにより発見されたもので、現在は台北の中央研究院歴史語言研究所に保管されている。これについては各種の积文と写真が出版されている。积文としては謝桂華・李均明・朱国炤『居延漢簡合校』(北京、文物出版社、一九八七年一月)が高い水準にあ

る。図版は勞幹編『居延漢簡 図版之部』(台北、中央研究院歴史語言研究所、一九五七年)と『居延漢簡甲乙編』(北京、中華書局、一九八〇年)に見られる。二、一九七三~七四年にかけて甘肅居延考古隊によって発掘されたもののうち、一九九〇年に発表された分。すなわち、甲渠候官(破城子、E P II A 8)、甲渠第四縣(E P S 4 II P 1)の地点であり、积文は出版されているが写真は未発表のもの。积文は『居延新簡』(北京、文物出版社、一九九〇年)にみられる。三、同じく一九七三~七四年にかけて甘肅居延考古隊によって発掘されたが、一部を除いて积文も写真も未発表のもの。主に肩水金闕出土の簡である。

(4) 一九七二年以来、長城の遺址に対しても甘肃省文物考古研究所が行なった調査の成果である。その報告として吳炳驥「河西漢塞」(『文物』一九九〇年二期)がある。

(5) 両者は全く同じというわけでもなく、ごく稀に字句の異同もあるので、取り扱いには注意が必要である。同一内容の書が異名で二部存することについては、中国の出版事情もあろうが、理解に苦しむ。『敦煌漢簡釋文』は、書の体裁から見ると、先に出版された『居延漢簡合校』(先述)や『居延新簡』(先述)のように、「秦漢魏晉出土文献」シリーズの一部のようであるが、そうでもなくその所属如何は不明のものである。文物出版社刊の「秦漢魏晉出土文献」は、史料を簡体字で表記するためしばしば混乱をもたらす。

(6) 考古学的な見解は、旅行を共にした来村多加史氏による。この遺址の西方に残っていた文化堆積層については、より細かな調査が行なわれる結果層位はさらに細かく分けることができる。また、佐藤信「中國簡牘學國際學術研討會參加記」(『木簡研究』一三、一九九一年一月)にこの旅行の簡単な説明があるし、浜田尚文「河西回廊の旅」(『墨』九三号、一九九一年一月・二月)も同じ

旅行の記録である。

(7) 「敦煌甜水井漢代遺址の調査」(『考古』一九七五年第二期)。

(8) 懸泉置遺址そのものも後世の洪水により遺址の東部が流されいる。

(9) 引用簡の前の編号は原簡番号、後の編号は『敦煌漢簡』中の积文の番号である。以後に引用する簡も同様の表記をする。

(10) かつて『文物』一九八一年第一〇期に「敦煌馬圈漢代烽燧遺址発掘簡報」(甘肃省文物工作隊・甘肃省博物館編『漢簡研究文集』)へ蘭州、甘肃人民出版社、一九八四年九月に再録)があるが、本報告を以て主とすべきである。

(11) 「D」は甘肃省文物考古研究所の編号であり、「敦煌」の漢語拼音の最初の文字である。これに対してスタインの編号として従来は「T」を使用していた。同一遺址に二つの編号が存することも混乱を招くが、諸論に記された所から対照表を作成した。「表I」

(12) 探方T一~四は、烽燧及び堡・屋建築である。T五~一七は、灰区である。T五はT三の南側に位置し、T六はT五の西側に位置し、T七はT六の南側に位置する。T六~七は、いずれも砂漠の辺縁の傾斜地にある。T八~一七はT二・T四の東側の平坦な砂漠上に位置する。その中のT一二・T一七の東側の辺縁の地形は東に向かって傾斜している。T一八・一九は、家畜を飼育するところであり、T四の南側二メートルに位置する。「図II」

(13) 「報告」によると、T五の簡牘は、二つの灰坑中から出土し、灰坑は砂礫を掘つて作られていた。北の灰坑はいびつな円形であり、南の灰坑は東西に向いた橢円形をしていた。灰坑はかつて廁として使用されたことが分かる。その他の探方出土の簡牘は、多くは草くず・畜糞や廢棄された絹織物の残片、および木・鉄等の用具の遺物とともに混在していた。

「敦煌漢簡」研究の現状と課題

(14) 「報告」は、出関計最簿の一部として、七九DMT五：二五五（积

二九四)、七九DMT五:二五六二六〇(积二九五)、七九DMT五:二五九(积二九八)、七九DMT五:二五七(积二九六)、七九DMT五:二六三二六四(积三〇一=三〇二)等の箇をとりあげ、陳垣『二十史朔閏表』により、成帝期の陽朔元年二月から九月のこととし、七九DMT五:二五五の「正月己卯」は誤記であり、「一八日とは、十二月から三月の計四ヶ月の日数の総和であるから、「正月己卯」は「十二月己卯」となすべきであるとしている。がしかし、この説は誤りである。これは孺子嬰の居攝三年(初始元年=八年のこと)であり、「正月己卯盡三月丙子百一十八日」とあるのは、正月閏月が存するからであり、正月は小月、閏月は大月、二月は大月、三月は小月であるから、合計一八日となり符合する。

〔15〕
大庭脩「漢代的符和致」
〔中国古史研究〕一九八九年第三期、のち
『漢簡研究』京都、同朋舎出版、一九九二年に所収)において、「傳」
についての考察がある。それによると従来の「傳」とは書式が異な
る。

王国綱は「流沙墳簡」烽燧表および後記中で、T一五a出土簡牘が比較的多く、あわせて「玉門候官」の封檢（T一五a・iii・33、シャンヌ編号458簡、积二〇五八）が一枚あることから、この燧が玉門候官の治所であるとしている。『報告』では、資料が少なく証拠は不十分とする。富谷氏もT一五aを玉門候官の治所址とする。

(17) 玉門候官が発した「檄」の檔案の控として

十一月乙巳玉門關候延壽至待詔候長等寫移檄到
○○○○出外塞檄楊姓從弟田翔病律令

□玉門關候乙丞過謂士□

七九 D M T 一〇：一八（积九四九）

をあげる。

敦煌玉門關候孫聞公乘

治命愈董錄強力事

出南校檄一玉門關候詣龍勒居攝元年九月庚戌日

以脩行除爲玉門丞

七九 D M T 九：九三（积八六一）

六

六月甲戌玉門候丞子謂西塞候長可淵將候長福將口候長口等記到

謂
皇府檄驚備多虜入塞未□塞追還前母令吏卒離署持七月候記將卒
裏廿四或已令可果

を例としてあげる。

また、候官が発する「記」には、たとえば、

九月辛巳官告士吏許卿記到持千秋閣單席詣府母以它爲解

七九 D M T 二二：三一 A (积九八八)

官候重事毋以它病爲解有

七九 D M T 五 : 一一四 A (积一六三)

のようなものがある。

作贓不辨迫行事行塞人力不迫唯官省察叩頭死罪敢言之

七九 D M T 五：一五〇（穀二

神爵二年二月丁丑朔庚寅士吏義敢言之官移檄曰王夫人自言當責

七九 D M T 一八：一（积一一六一）

(19) その他に、先に取り上げた七九DMT六：四五（积五二四）や七九DMT六：四三（积五二三）も例としてあげている。

(20) 写真是模糊として判読できない。写真では簡の長さは七センチあまりであり、これだけの文字が書かれているとは思われないが、今は积文に従う。

(21) 七九DMT九：九三（积八六一）簡中にみえる「脩行」について

は、邢義田「從居延簡看漢代軍隊的若干人事制度——讀『居延新簡』札記之一——」（『新史学』第三卷第一期）を参照されたい。

(22) この簡は五鳳三年三月に士吏の帶という人物が候官に上申する文書であり、候官隣という地名ではない。

(23) 大庭脩「〔檢〕の再検討」（『書学書道史研究』第一号、のち『漢簡研究』京都、同朋舎出版、一九九二年に所収）に檢についての詳細な考証がある。

(24) 森鹿三「居延漢簡の集成——とくに第二亭食簿について」（『東洋学研究——居延漢簡編』京都、同朋舎出版、一九七五年三月）を参照されたい。

(25) 『報告』では、闕を出入する証明書に関して、檄・致・刺の三種の文書からなっているとする。この説明は明確ではないが、とくに刺に関しては疑義が残る。「刺」が闕の出入文書であるというのは、現在の簡牘学の常識ではなく、特別な意見であると思われる所以で、より詳細な論証が望まれる。